

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見がある場合は、縦覧期間満了の日までに宮城県経済商工観光部商工金融課に到達するよう意見書を提出することができる。

令和元年10月25日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
金成ショッピングセンター  
栗原市金成小迫荒崎22番 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
イオンタウン株式会社 代表取締役 加藤 久誠  
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1  
DCMホームック株式会社 代表取締役 石黒 靖規  
札幌市厚別区厚別中央三条二丁目1番1号
- 3 変更した事項  
(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
イオンタウン株式会社 代表取締役 大門 淳 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	イオンタウン株式会社 代表取締役 加藤 久誠 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
DCMホームック株式会社 代表取締役 石黒 靖規 札幌市厚別区厚別中央三条二丁目1番1号	DCMホームック株式会社 代表取締役 石黒 靖規 札幌市厚別区厚別中央三条二丁目1番1号

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
マックスバリュ南東北株式会社 代表取締役 熊谷 美知雄 仙台市青葉区中央3丁目3番3号	マックスバリュ南東北株式会社 代表取締役 大南 淳二 仙台市青葉区中央3丁目3番3号

DCMホームマック株式会社 代表取締役 石黒 靖規 札幌市厚別区厚別中央三条二丁目1番1号	DCMホームマック株式会社 代表取締役 石黒 靖規 札幌市厚別区厚別中央三条二丁目1番1号
株式会社 キタムラ 代表取締役 武川 泉 高知県高知市本町四丁目1番16号	株式会社 ツルハ 代表取締役 鶴羽 順 札幌市東区北二十四条東二十丁目1番21号
株式会社 柳家 代表取締役 高橋 一彦 大崎市古川小野字新鶴巻8番地2	株式会社 大創産業 代表取締役 矢野 靖二 広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号
株式会社 ツルハ 代表取締役 鶴羽 樹 札幌市東区北二十四条東二十丁目1番21号	株式会社 P e r e z o s o 代表取締役 田村 幸 仙台市宮城野区扇町7丁目8-6
成田 孝之 青森県弘前市土手町24番地1	株式会社 ホーマスキリンヤ 代表取締役 高柳 裕臣 岩手県一関市大町4番地21
株式会社 大創産業 代表取締役 矢野 博丈 広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号	
株式会社 P E R E Z O S O 代表取締役 田村 幸 仙台市宮城野区萩野町二丁目16番4号	
株式会社 ホーマスキリンヤ 代表取締役 高柳 裕臣 岩手県一関市大町4番地21	

4 変更の年月日

3 (1) 令和元年5月31日

3 (2) 平成28年10月24日 (マックスバリュ南東北株式会社)

平成26年8月7日 (株式会社ツルハ)

平成30年3月1日 (株式会社 大創産業)

平成27年12月17日 (株式会社 P e r e z o s o)

5 届出年月日

令和元年10月9日

6 縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工金融課，宮城県県政情報センター，栗原地方県政情報コーナー及び栗原市役所

7 縦覧期間

令和元年10月25日から令和2年2月25日まで（ただし，閉庁日を除く。）

8 意見書提出先

仙台市青葉区本町三丁目8番1号  
宮城県経済商工観光部商工金融課

9 意見書提出に関する注意事項

縦覧場所に備え付けの「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」（平成19年2月1日経済産業省告示第16号）及び意見書様式を参考のこと。